

# 野々市市耐震改修促進計画【概要版】

## 1. 計画の概要と耐震化の必要性

### 1-1 計画の目的と対象期間

- 耐震改修促進法に基づき、平成20年3月に「野々市市耐震改修促進計画」を策定し、建築物の耐震診断及び耐震改修を促進してきました。令和7年度末で計画期間の満了を迎えることから、**継続して建築物の耐震化を促進するために**改定するものとします。
- 対象期間は、令和8年度～令和17年度の**10年間**とします。

### 1-2 耐震化を促進する建築物

- 市内全域の住宅・建築物のうち、**既存耐震不適格建築物\***を対象に耐震化を促進します。
- ※特に昭和56年の建築基準法の改正により、耐震基準に適合しなくなった建築物

### 1-3 耐震化の必要性

#### 想定される地震被害への対応

- 市内の主な断層帯のうち、最も被害の大きい森本・富樫断層帯（最大震度6強）では、多くの建物被害や人的被害が起こる想定となっています。このうち、人的被害（死者）の内訳をみると建物倒壊57人が最も多く、次いでブロック塀等の転倒が3人となっており、**建築物やブロック塀の耐震化が求められています。**

#### ▼市内における森本・富樫断層帯の想定被害件数

建物被害		人的被害（死者）			人的被害（負傷者）
全壊・全焼	半壊	建物倒壊	地震火災	ブロック塀倒壊	
1,281棟	1,662棟	57人	1人	3人	402人

[石川県地震被害想定調査結果（令和7年5月公表）より]

#### 耐震化が多くの生命や財産を守る

- 住宅・建築物等を耐震化することが、「**多くの生命**」や「**財産**」を守るために**有効かつ効果的**です。
- 実際に耐震改修を行った方へのインタビューでも耐震化によって、**不安の解消や住環境が向上したなどの声**も聞くことができました。

#### <耐震化のメリット>

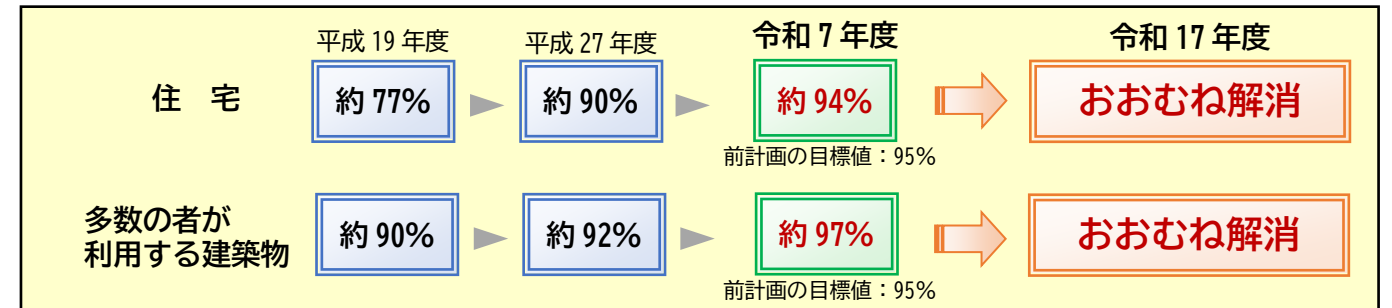
- 1 居住者・利用者の生命と身体の安全確保（避難する時間を稼ぐ、不詳するリスクを軽減等）
- 2 経済的損失の軽減と資産価値の維持（震災後の修復費用を最小限に抑える、不動産価値を高める等）
- 3 被災後の生活継続や早期復旧（厳しい避難所生活を避けられる、事業の早期再開等）
- 4 二次被害の防止（建物倒壊による道路閉塞の防止、円滑な救急活動が可能、出火リスクを抑える等）

#### <耐震化を行った方の声（インタビュー）>

- 長年の不安が一気に解消され、3世代が安心して暮らせる住まいが実現できた
- 空き家だった実家を耐震改修し、不安解消と住み心地が大きく向上した
- 耐震改修工事を行っていない方に“安心して暮らしていくには耐震化は必須！”と伝えたい等

## 2. 耐震化の現状と目標

### 2-1 住宅・多数の者が利用する建築物の耐震化率と目標



### 2-2 耐震診断義務付け建築物の現状

- 市内の要緊急安全確認大規模建築物は、全て耐震性能を有していることを確認しています。また、市内には要安全確認計画記載建築物に該当する建築物はありません。

## 3. 耐震化への取り組み

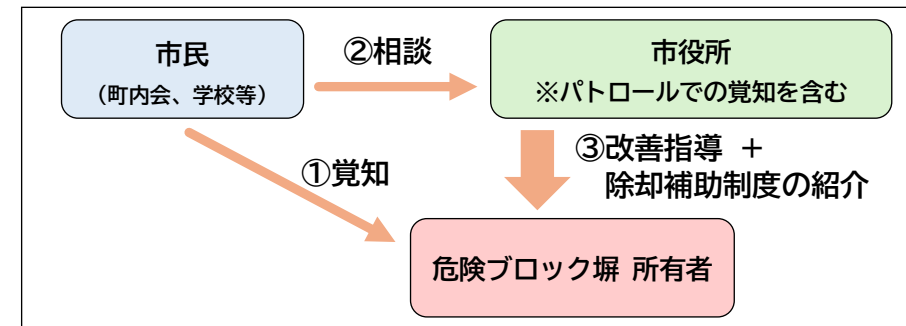
### 3-1 耐震化の支援制度等

- 耐震化へ向けて、県や関係団体と連携した支援体制づくりをさらに強化し、**▼危険ブロック塀除却補助制度の紹介**、**建築物や危険ブロック塀の所有者に対して支援**を行っていきます。

木造住宅の補助 【継続】	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震診断に関する補助制度（簡易耐震診断事業等）</li> <li>耐震改修に関する補助制度（段階的耐震改修の補助、耐代理受領制度等）</li> </ul>
危険ブロック塀の除却補助 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>危険ブロック塀除却補助制度</b> ※R8.4.1より</li> </ul>



#### ▼危険ブロック塀に係る改善指導及び除却補助制度の紹介の流れ



#### ▼市職員による調査状況



### 3-2 耐震化の啓発及び知識の普及

- より多くの建築物の所有者等へ耐震化に関する情報が提供されるように、**さまざまな手法を利用して啓発普及**を行っていきます。

#### ▼えふえむ・エヌ・ワンによる啓発活用 ▼相談会（防災学習フェア）

- HP、広報、えふえむ・エヌ・ワンによる啓発活動
- 相談会等の開催
- いしかわ住宅耐震事業者リストの公開
- 固定資産税の納税通知書と合わせて、耐震化改修に係る普及啓発通知の全戸配布等

